

都城市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

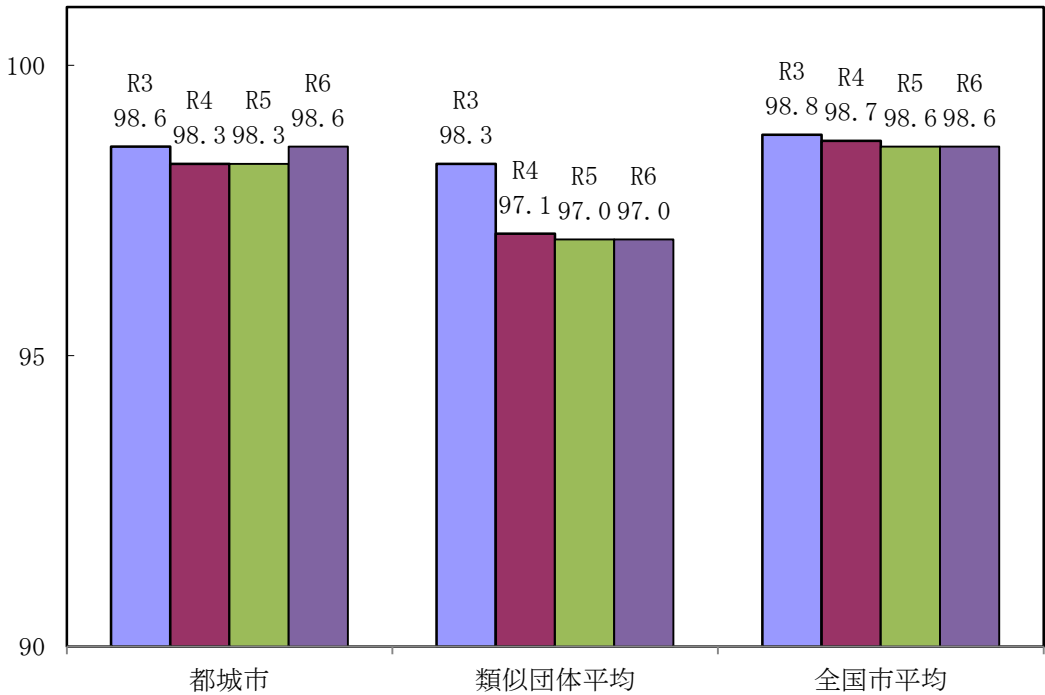
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 161,497	千円 129,988,378	千円 1,544,906	千円 12,215,027	% 9.4	% 10.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考)一般市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
5年度	人 1,245	千円 4,869,936	千円 1,026,432	千円 1,928,161	千円 7,824,529	千円 6,285	千円 5,938

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

１）給料表の見直し

〔 実施 〕

（給料表の改定実施時期） 平成２７年４月１日

- （内容） ・一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均約２％引下げ。
・初任給に係る号給等については据置き、高齢層については、最大４％引下げ。
・激変緩和のため、令和３年１月まで経過措置（現給保障）を実施。

２）地域手当の見直し

（支給割合） 国基準２０％に対し、都城市においても２０％を支給。

（実施時期） 平成２７年４月１日

（参考）

	各年度支給割合											
	平成26年度 の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度
		4.1時点	適及改定後									
国の支給割合	18/100	18/100	18.5/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100
都城市の支給割合	18/100	18/100	18.5/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100

③その他手当の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
（平成２７年４月１日実施）

２ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	41.9 歳	322,938 円	396,418 円	348,656 円
宮崎県	42.4 歳	312,200 円	376,817 円	336,309 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	- 円
類似団体	41.4 歳	309,812 円	374,237 円	338,095 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	47.1 歳	39 人	342,246 円	372,637 円	366,813 円
うち清掃職員	46.8 歳	19 人	347,184 円	379,105 円	375,747 円
うち用務員	58.0 歳	1 人	382,500 円	413,200 円	409,000 円
うち自動車運転手	0.0 歳	0 人	0 円	0 円	0 円
宮崎県	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	— 円
類似団体	53.1 歳	51 人	293,832 円	324,262 円	309,608 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
都城市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.20
うち用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.69
うち自動車運転手	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	61.7 歳	184,000 円	0.00

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員	民間	C／D
	(C)	(D)	
都城市	—	—	—
うち清掃職員	6,151,113 円	4,376,300 円	1.41
うち用務員	6,820,388 円	3,297,300 円	2.07
うち自動車運転手	0 円	2,485,900 円	0.00

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(令和3年～令和5年の3ヵ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	46.3 歳	341,867 円	409,325 円	361,700 円
宮崎県	41.8 歳	356,431 円	412,158 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円	— 円

④税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	39.0 歳	295,981 円	390,760 円	314,784 円
宮崎県	43.0 歳	312,230 円	387,231 円	353,881 円
国	41.4 歳	353,051 円	429,500 円	— 円
類似団体	38.1 歳	284,529 円	351,207 円	305,036 円

⑤看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	36.1 歳	281,612 円	351,851 円	299,727 円
宮崎県	40.6 歳	316,903 円	388,822 円	345,624 円
国	48.1 歳	325,124 円	365,921 円	— 円
類似団体	39.2 歳	294,690 円	348,320 円	312,770 円

⑥福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	40.9 歳	302,555 円	354,877 円	312,668 円
宮崎県	40.0 歳	316,625 円	419,982 円	354,460 円
国	44.1 歳	337,496 円	386,299 円	— 円
類似団体	42.3 歳	276,214 円	314,205 円	285,934 円

⑦消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	40.9 歳	315,279 円	386,482 円	342,512 円
宮崎県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	41.3 歳	319,404 円	385,993 円	353,380 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		都城市	宮崎県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	188,000 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	220,000 円	— 円	— 円
	高 校 卒	188,000 円	— 円	— 円
税 務 職	大 学 卒	220,000 円	— 円	— 円
	高 校 卒	188,000 円	— 円	— 円
看護・保健職	大 学 卒	220,000 円	— 円	— 円
	高 校 卒	188,000 円	— 円	— 円
福 祉 職	大 学 卒	220,000 円	— 円	— 円
	高 校 卒	188,000 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	220,000 円	— 円	— 円
	高 校 卒	188,000 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

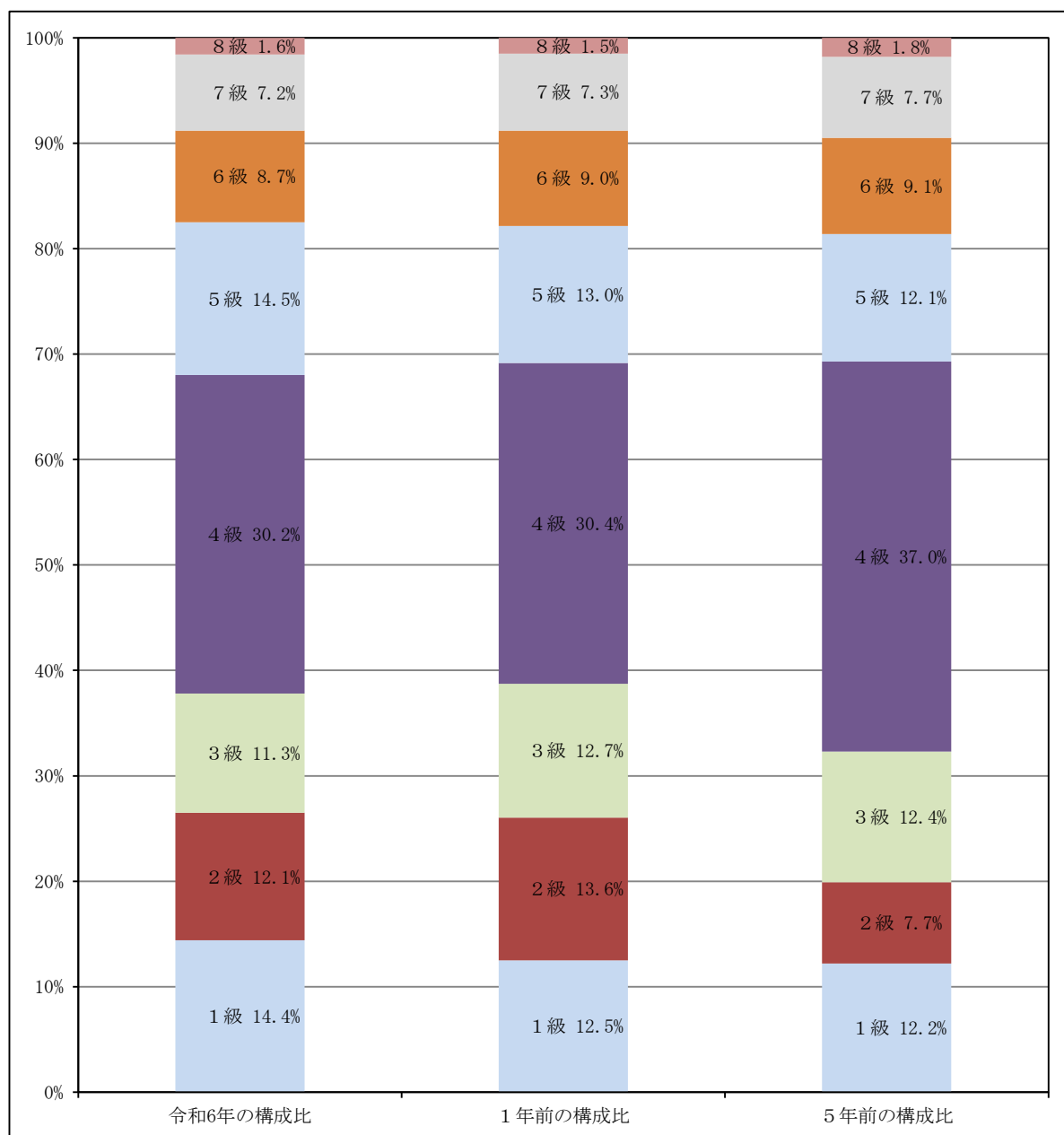
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	255,615 円	352,589 円	382,256 円	405,473 円
	高 校 卒	226,800 円	321,940 円	354,542 円	378,605 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	341,000 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職 (幼稚園)	大 学 卒	— 円	— 円	382,500 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
税 務 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	298,200 円	— 円	377,350 円
看護・保健職	大 学 卒	266,200 円	— 円	370,300 円	— 円
	高 校 卒	— 円	320,400 円	— 円	— 円
福 祉 職	大 学 卒	237,900 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	236,900 円	310,000 円	— 円	374,800 円
消 防 職	大 学 卒	266,200 円	355,700 円	383,940 円	392,000 円
	高 校 卒	221,325 円	307,220 円	355,700 円	386,450 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

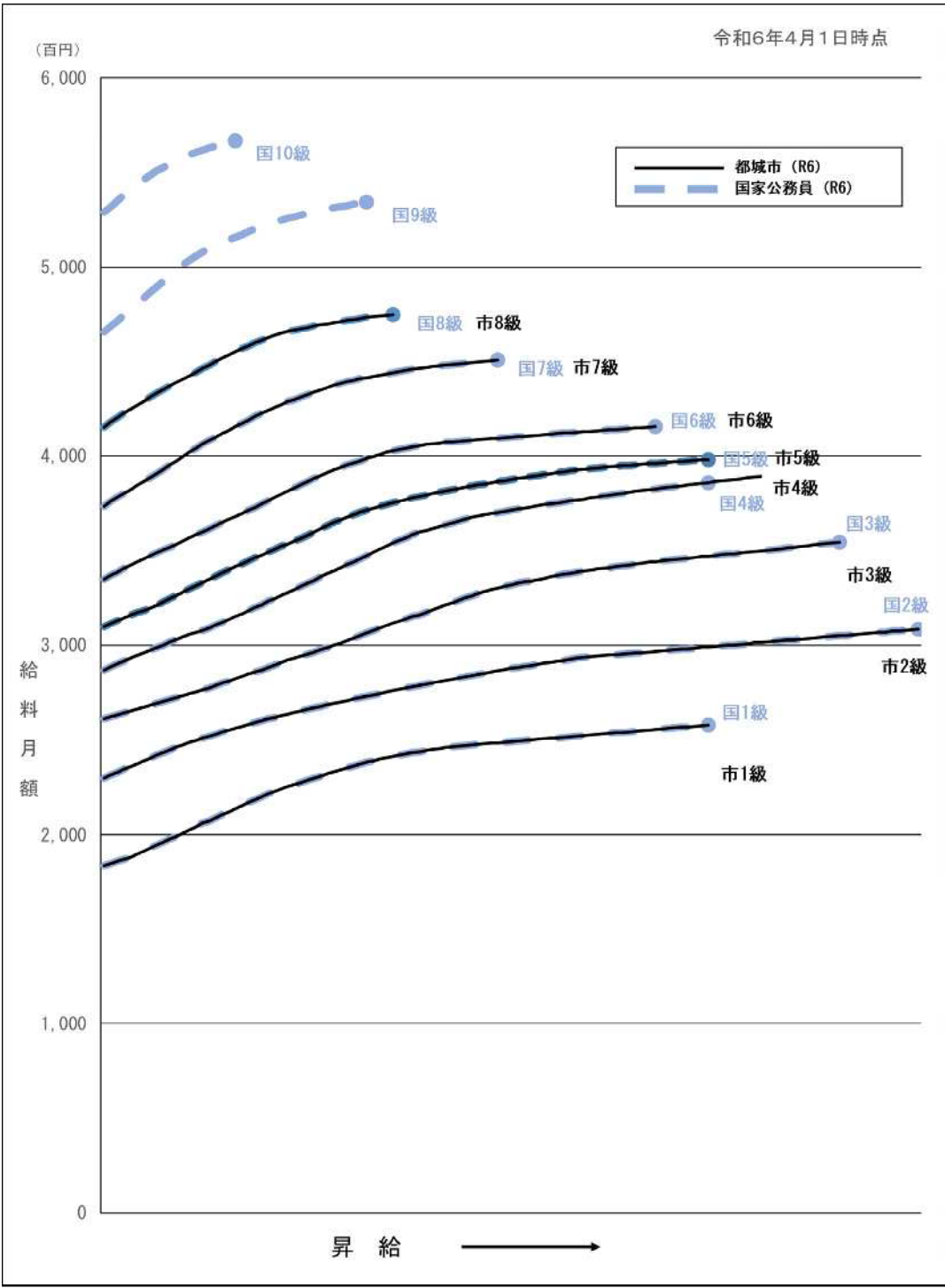
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事又は技師の職務	135 人	12.5 %	183,500 円	258,100 円
2級	主任主事又は主任技師の職務	114 人	13.6 %	230,000 円	308,500 円
3級	主査の職務	106 人	12.7 %	261,300 円	354,700 円
4級	副主幹の職務	283 人	30.4 %	287,300 円	389,300 円
5級	主幹の職務	136 人	13.0 %	309,800 円	398,200 円
6級	副課長の職務	82 人	9.0 %	335,000 円	415,700 円
7級	課長の職務	68 人	7.3 %	373,400 円	450,900 円
8級	部長の職務	15 人	1.5 %	415,600 円	475,000 円

- (注) 1 都城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	-		-	
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

都城市	宮崎県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,446 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,564 千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分（0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.00 月分 （1.40）月分（0.95）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分（0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 10 ～ 25 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 10 ～ 25 %

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給実績がある成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	—		—	
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

都城市				国			
（支給率）		自己都合	勸奨・定年	（支給率）		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				定年前早期退職特例措置			
1人当たり平均支給額 4,979 千円 22,078 千円				（ 2 % ～ 45 % 加算）			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		3,266 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		653,244 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20.0 %	5 人	20.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		7,236 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		44,394 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		13.1 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度）	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	消防局の職員	交代制勤務に従事する職員が、午後10時から翌日の午前5時までの間に正規の勤務に従事したとき	7,236千円	1回 650円
出勤手当	消防局の職員	災害及び緊急業務に従事したとき		1回 200円

(5) 時間外勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	597,496 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	565 千円
支給実績（令和4年度決算）	650,373 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	611 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	166,230 千円	256,925 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間) ①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃－12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給) ②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃－23,000円)×1/2＋11,000円(ただし支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額	同じ	—	103,160 千円	261,165 円
通勤手当	通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2km以上 2,000円～31,600円	同じ	—	68,210 千円	58,651 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 ①部長級 82,200円 ②課長級 66,400円 ③副課長級 33,200円	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	115,161 千円	596,690 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日深夜(0時～5時)に勤務した場合に支給される手当 ①部長相当職 8,500円 ②課長相当職 7,000円 ③副課長相当職 6,000円 ※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	1,456 千円	9,102 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当 (支給額) 23,000円＋加算額 (加算額) 片道 100km以上 6,000円～45,000円	同じ	—	3,504 千円	438,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給料	市 長	940,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副市長（総括担当）	755,000 円	1,050,000 円 ／ 940,000 円
	副市長（事業担当）	675,000 円	863,000 円 ／ 715,000 円
			863,000 円 ／ 715,000 円
報酬	議 長	500,000 円	610,000 円 ／ 500,000 円
	副 議 長	420,000 円	547,000 円 ／ 420,000 円
	議 員	400,000 円	517,000 円 ／ 400,000 円
期末手当	市 長	(令和5年度支給割合)	
	副市長（総括担当）	3.40	月分
	副市長（事業担当）	3.40	月分
	議 長	(令和5年度支給割合)	
	副 議 長	3.40	月分
	議 員	3.40	月分
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長（総括担当）	給料月額×在職月数×50/100	22,560,000 円 任期毎
	副市長（事業担当）	給料月額×在職月数×30/100	10,872,000 円 任期毎
	副市長（事業担当）	給料月額×在職月数×20/100	6,480,000 円 任期毎

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における見込額である。

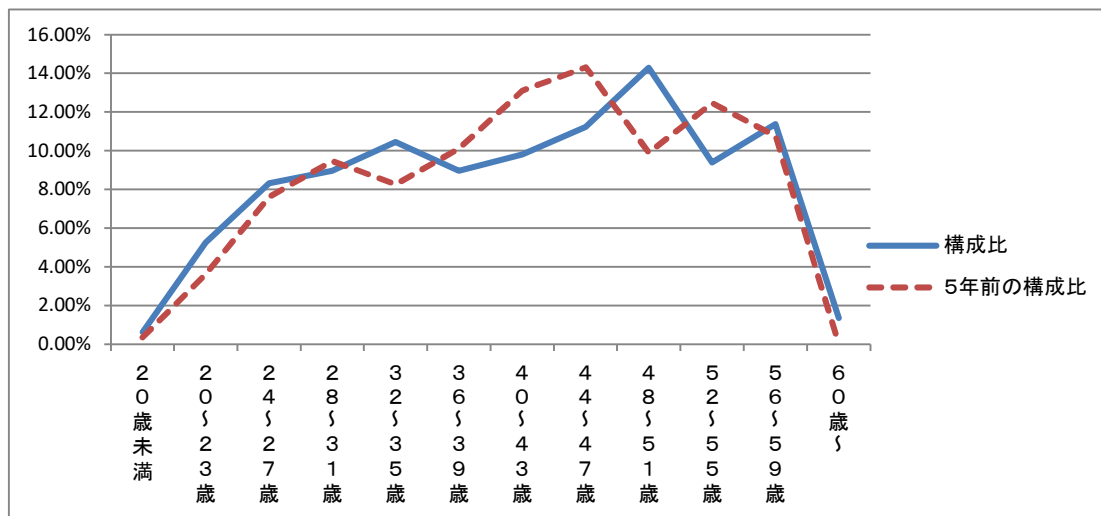
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議 会	10	10	0	
	総務・企画	300	304	4	(増)国スポ大会準備事務及びふるさと納税事務の体制強化 (減)広域連合派遣等を定数外に適用
	一 税 務	75	74	▲ 1	(増)債権回収事務の強化 (減)評価替関係事務及び執行体制の見直し
	民 生	181	182	1	(増)低所得者支援等の給付事務の強化 (減)執行体制の見直し
	行 衛 生	89	88	▲ 1	(増)こども発達センターなどの体制強化 (減)ワクチン接種業務の縮小
	農林水産	106	106	0	
	商 工	59	64	5	(増)観光スポーツPR政策推進体制の強化 (減)関之尾公園整備事務及び道の駅開業事務の終了
	土 木	138	138	0	(増)執行体制の見直し (減)計画策定・見直し事務の終了
	計	958	966	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.82人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 56.1人)
	教育部門	102	103	1	(増)学校給食費の公会計事務の強化
	消防部門	185	185	0	
	小 計	1,245	1,254	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.65人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 73.2人)
会 公 計 営 部 企 門 業	水 道	55	52	▲ 3	(減)下水道賦課業務の委託及び料金担当及び総務担当の再編に伴う執行体制の見直し
	下水道	22	23	1	(増)受益者負担事務を移管
	その他	79	78	▲ 1	(減)執行体制の見直し
	小 計	156	153	▲ 3	
合 計		1,401 [1,401]	1,407 [1,407]	6 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.12人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	9人	74人	117人	126人	147人	126人	138人	158人	201人	132人	160人	19人	1,407人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	31年	02年	03年	04年	05年	06年	過去5年間
一般行政	938	938	942	951	958	966	28 (3.0%)
教育	117	114	112	102	102	103	▲ 14 (▲12.0%)
消防	187	187	186	184	185	185	▲ 2 (▲1.1%)
普通会計計	1,242	1,239	1,240	1,237	1,245	1,254	12 (1.0%)
公営企業等会計計	162	161	162	160	156	153	▲ 9 (▲5.6%)
総合計	1,404	1,400	1,402	1,397	1,401	1,407	3 (0.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 2,109,129	千円 47,193	千円 268,289	% 12.7	% 13.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費71,927千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 4年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
5年度	人 50	千円 185,421	千円 28,898	千円 53,970	千円 268,289	千円 5,366	千円 5,201

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	41.2 歳	315,896 円	504,921 円
他市町村	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	都城市
1人当たり平均支給額（5年度） 1,429 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,446 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

水道事業					都城市				
（支給割合）		自己都合		勸奨・定年	（支給割合）		自己都合		勸奨・定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）					定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				
1人当たり平均支給額		－		千円 20,738	1人当たり平均支給額		4,979		千円 22,078

- （注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	16,333 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	320 千円
支給実績（令和4年度決算）	9,717 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	149 千円

- （注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	4,711 千円	235,535 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間) ①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃－12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給) ②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃－23,000円)×1/2＋11,000円(ただし支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額	同じ	—	2,392 千円	265,756 円
通勤手当	通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2km以上 2,000円～31,600円	同じ	—	1,724 千円	39,182 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 ①部長級 82,200円 ②課長級 66,400円 ③副課長級 33,200円	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	3,775 千円	629,200 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日深夜(0時～5時)に勤務した場合に支給される手当 ①部長相当職 8,500円 ②課長相当職 7,000円 ③副課長相当職 6,000円 ※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	3 千円	3,000 円

(2) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 431,115	千円 -18,587	千円 39,380	% 9.1	% 10.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費17,583千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考) 4年度平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B / A	一人当たり給与費
5年度	人 8	千円 24,552	千円 6,872	千円 7,956	千円 39,380	千円 4,923	千円 5,404

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	37.9 歳	298,514 円	505,538 円
他市町村	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	都城市
1人当たり平均支給額（5年度） 1,208 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,446 千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

水道事業					都城市				
（支給割合）		自己都合		勸奨・定年	（支給割合）		自己都合		勸奨・定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）					定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				
1人当たり平均支給額		－	千円	－	千円	1人当たり平均支給額		4,979	千円
								22,078	千円

- （注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	4,558 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	162 千円
支給実績（令和4年度決算）	3,508 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	92 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	1,068 千円	267,119 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間) ①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃－12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給) ②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃－23,000円)×1/2＋11,000円(ただし支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額	同じ	—	888 千円	222,025 円
通勤手当	通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2km以上 2,000円～31,600円	同じ	—	357 千円	44,650 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 ①部長級 82,200円 ②課長級 66,400円 ③副課長級 33,200円	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	- 千円	- 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日深夜(0時～5時)に勤務した場合に支給される手当 ①部長相当職 8,500円 ②課長相当職 7,000円 ③副課長相当職 6,000円 ※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	- 千円	- 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 2,646,913	千円 71,986	千円 105,346	% 4.0	% 3.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費57,247千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考) 4年度平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
5年度	人 20	千円 72,371	千円 8,613	千円 24,362	千円 105,346	千円 5,267	千円 4,706

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	40.6 歳	314,794 円	473,403 円
他市町村	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	都城市
1人当たり平均支給額（5年度） 1,436 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,446 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

水道事業					都城市				
（支給割合）		自己都合		勸奨・定年	（支給割合）		自己都合		勸奨・定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）					定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				
1人当たり平均支給額		－		千円 25,889	1人当たり平均支給額		4,979		千円 22,078

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	2,033 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	88 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,625 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	70 千円

- （注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	2,905 千円	290,455 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間) ①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃－12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給) ②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃－23,000円)×1/2＋11,000円(ただし支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額	同じ	—	1,686 千円	281,000 円
通勤手当	通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2km以上 2,000円～31,600円	同じ	—	793 千円	46,659 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 ①部長級 82,200円 ②課長級 66,400円 ③副課長級 33,200円	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	1,195 千円	597,600 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日深夜(0時～5時)に勤務した場合に支給される手当 ①部長相当職 8,500円 ②課長相当職 7,000円 ③副課長相当職 6,000円 ※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	— 千円	— 円

(4) 農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 528,096	千円 0	千円 16,846	% 3.2	% 3.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 4年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 4	千円 12,248	千円 1,558	千円 3,040	千円 16,846	千円 4,212	千円 4,757

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年后再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	32.5 歳	261,175 円	409,148 円
他市町村	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	都城市
1人当たり平均支給額（5年度） 1,041 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,446 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 %

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

水道事業					都城市				
（支給割合）		自己都合		勸奨・定年	（支給割合）		自己都合		勸奨・定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）					定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				
1人当たり平均支給額		－		千円	1人当たり平均支給額		4,979		千円
				千円					22,078 千円

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	980 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	139 千円
支給実績（令和4年度決算）	624 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	312 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	－ 千円	－ 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間) ①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃－12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給) ②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃－23,000円)×1/2＋11,000円(ただし支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額	同じ	—	480 千円	240,000 円
通勤手当	通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2km以上 2,000円～31,600円	同じ	—	98 千円	32,800 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 ①部長級 82,200円 ②課長級 66,400円 ③副課長級 33,200円	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	- 千円	- 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日深夜(0時～5時)に勤務した場合に支給される手当 ①部長相当職 8,500円 ②課長相当職 7,000円 ③副課長相当職 6,000円 ※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	- 千円	- 円